

新特別条件特約 目次

<p>第1条 特約の締結</p> <p>第2条 特約による条件</p> <p>第3条 主約款の不適用</p> <p>第4条 主約款等の準用</p> <p>第5条 主契約が5年ごと利差配当付連生終身保険の場合の特則</p> <p>第6条 主特約が収入保障特約等の場合の特則</p> <p>第7条 主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険の場合の特則</p> <p>第8条 主契約が5年ごと利差配当付こども保険等の場合の特則</p>	<p>第9条 主契約が無配当医療定期保険(09)等の場合または主特約が総合医療特約等の場合の特則</p> <p>第10条 主契約が低解約返戻金型無配当定期保険の場合の特則</p> <p>第11条 保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則</p> <p>別表 感染症</p>
--	--

新特別条件特約

第1条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）または主契約に付加される特約（以下「主特約」といいます。）の締結の際または会社の引き受ける保険危険が増加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときに、主契約または主特約に付加して締結します。

第2条 (特約による条件)

この特約により付加する条件は、会社の定める基準に適合しない程度に応じて、次のいずれか1または2以上の方法によります。

1. 保険金削減支払方法

イ. 契約日^[1]から起算して会社の定める削減期間内に被保険者が死亡または主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）になったときは、支払うべき保険金額に次表の割合を乗じて得た金額を支払います。^[2]

ロ. 前イにかかわらず、支払うべき保険金額に次表の割合を乗じて得た金額が保険料積立金を下まわるときは、保険料積立金を支払います。

保険金削減期間 保険年度	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	0.500	0.300	0.250	0.200	0.150
第2年度		0.600	0.500	0.400	0.300
第3年度			0.750	0.600	0.450
第4年度				0.800	0.600
第5年度					0.800

2. 特別保険料領収方法

会社の定める特別保険料を普通保険料とともに払い込んでください。^[3] この場合、特別保険料に対する解約返戻金は、この特約が付加された主契約または主特約が保険料払込中のときはその払込年月数^[4]により、その他のときは経過年月数により計算します。^[5]

3. 特定部位不支払方法

補 則 欄

第2条補則

[1] 保障見直し特約に定める見直し後特約または保障一括見直し特約もしくは新保障一括見直し特約に定める一括見直し後特約については、その特約の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。

[2] 災害または感染症（別表）によって被保険者が死亡したときまたは高度障害状態になったときは、保険金の削減はしません。

[3] 特別保険料と普通保険料との合計額をもって、この特約が付加された主契約または主特約の保険料とします。

[4] 保険料年1回払・年2回払契約の場合は、その払込年月数に応じた経過年月数とします。

[5] 特別保険料に対する解約返戻金と普通保険料に対する解約返戻金との合計額をもって、この特約が付加された主契約または主特約の解約返戻金とします。

約款にかかわらず、主契約の第2保険期間開始日の繰上げを取り扱いません。ただし、保険金削減支払方法のみが適用されている特約が、保険金削減期間が満了した後は、この限りではありません。

第8条（主契約が5年ごと利差配当付こども保険等の場合の特則）

この特約が新教育保険、5年ごと利差配当付教育保険、5年ごと利差配当付こども保険またはこれらの保険契約に付加されている特約に付加されているときは、第2条（特約による条件）第4号の適用に際しては、「被保険者」を「保険契約者または被保険者」と読み替えます。

第9条（主契約が無配当医療定期保険(09)等の場合または主特約が総合医療特約等の場合の特則）

この特約が次の保険契約または特約に付加されているときは、第2条（特約による条件）第2号にかかわらず、特別保険料に対する解約返戻金はありません。

1. 無配当医療定期保険(09)、無配当医療終身保険(09)、5年ごと利差配当付医療定期保険、5年ごと利差配当付医療終身保険または無配当新医療定期保険
2. 総合医療特約、成人病入院特約(09)、女性疾病入院特約(09)、がん入院特約(09)、入院保障充実特約(09)、新先進医療特約、がん診断特約、がん薬物治療特約、生活障害収入保障特約、特定重度生活習慣病保障特約、定期保険特約(18)、収入保障特約(18)、認知症保障特約、がん診断継続保障特約、継続入院収入サポート特約、生活障害収入保障特約(23)、生活障害保障充実特約(23)、こども総合医療特約またはこども入院保障充実特約(09)
3. 保険料払込期間と保険期間が同一の災害割増特約または傷害特約
4. 特約の解約返戻金に関する特約が付加されている特約

第10条（主契約が低解約返戻金型無配当定期保険の場合の特則）

この特約が低解約返戻金型無配当定期保険に付加されているときは、第2条（特約による条件）第2号にかかわらず、特別保険料に対する解約返戻金は、次に定めるところによります。

1. 低解約返戻金期間中の主契約
保険料払込年月数^[1]により計算した金額に、0.7を乗じて計算します。^[2]
2. 低解約返戻金期間満了後の主契約
保険料払込中の主契約についてはその払込年月数^[1]により、その他の主契約についてはその経過年月数により計算します。^[2] ただし、低解約返戻金期間満了の日までの保険料が払い込まれていないときは、前号に定めるところによります。

第11条（保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則）

この特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約またはその契約に付加されている特約に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第1条（特約の締結）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第1条（特約の締結）

この特約は、保険契約または3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める契約（以下「基本取扱契約」といいます。）に付加される特約（以下「主特約」といいます。）の締結の際または会社の引き受ける保険危険が増加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときに、基本取扱契約または主特約に付加して締結します。

2. 第2条（特約による条件）の適用に際しては、「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）」を「主約款」と、「主契約または主特約」を「主特約」と読み替えます。



第10条補則

[1] 保険料年1回払・年2回払契約の場合は、その払込年月数に応じた経過年月数とします。

[2] 特別保険料に対する解約返戻金と普通保険料に対する解約返戻金の合計額をもって、この特約が付加された主契約の解約返戻金とします。

別表 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとしします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルス であるものに限りします。)	U04

(注) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りします。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に支払理由が生じた場合に限り、「感染症」に含めません。